

身体拘束等の適正化のための指針

令和 4 年 4 月 1 日

社会福祉法人松原愛育会

1. 事業所内における考え方

身体拘束は利用者の方の行動の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を拒むものであるため、当法人では安易な支援方法として身体拘束を選択することなく、全職員において身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、利用者支援に努める。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、後出する身体拘束適正化検討委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、以下の3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族等への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと

一時性 身体拘束による行動制限が一時的なものであること

身体的拘束に該当する具体的な行為

- 1) 車椅子やベッド等に縛り付ける
- 2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- 3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 4) 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- 5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
- 7) てんかん発作等が起こった際、転倒による頭部保護のため、ヘッドギアを装着させる

3. 身体拘束等の適正化のための具体的取り組み

① 身体拘束適正化検討委員会の設置

利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施のため、各事業所にて身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」）を設置するものとする。

委員会の構成員は、管理者、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、看護師、支援員（介護職員）、身体拘束適正化担当者等とする。

身体拘束適正化担当者は虐待防止担当者（虐待防止マネージャー）が兼務する。

委員会は年1回以上開催することとし、検討事項としては、主に以下のとおりとする。

- ・ 身体拘束等の実施状況に関する事項
 - ※ 現に身体拘束を行う必要がある利用者、今後身体拘束を行う必要がある利用者ごとに検討
- ・ 3要件の確認
- ・ 身体拘束に関する職員間での意識啓発について
 - ※ 事業所内での身体拘束の有無にかかわらず、各事業所にて必ず実施
- ・ 職員研修に関する事項
- ・ その他身体拘束等に関する事項

また、委員会での検討内容の記録様式（参考様式「身体拘束適正化検討委員会議事録」参照）を定め、委員会の結果について各事業所にて全職員に周知徹底する。

② 身体拘束等の適正化に関する職員研修の実施

○研修実施方針

- ◇ 利用者支援に携わる全職員に対し、利用者の権利擁護及び身体拘束の廃止のため、利用者ごとの特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束が発生するリスクを検討し、そのリスクを除くための職員理解を深める。
- ◇ 管理者・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくる。

○上記方針に基づき、以下の通り職員研修を実施するものとする。

- ・ 新規採用時における法人主催研修の実施
- ・ 各事業所にて全職員に対する研修の実施（年1回以上実施）
- ・ その他必要な研修の実施

（1）内部研修の実施

虐待の防止を啓発・普及するための研修と一体的に取り扱う。

※不参加職員に対しても伝達研修を行い、全職員への周知徹底を行う。

(2) 外部研修の受講

石川県等が主催する「障害者虐待防止・権利擁護研修」等の受講

※全職員への伝達研修を行う。

4. 身体拘束発生時の基本方針

本人又は他の利用者の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行う。

(1) 3要件の確認

切迫性・非代替性・一時性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択することはあり得ない。

(2) 身体拘束の取扱い

委員会での検討により実施の判断を行い、本人・家族等への説明と同意を得たうえで実施する。なお、委員会での検討を前に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、必ず職員個人の判断で行わず、責任者（管理者、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等）の判断の下行う。

また、身体拘束を行った場合は、必ず委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行う。

(3) 身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な以下の事項を記載する。

- ・ 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・ 拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・ 拘束の時間帯
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

5. 利用者家族等に対する本指針の閲覧

本指針は、当法人で使用するマニュアルに保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者本人やご家族等が閲覧できるように各事業所への掲示やホームページへ掲載する。